

■法の目的・主旨

生活困窮者が増加する中で、自立相談支援事業、住宅確保給付金の支給、その他の支援を早期に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る。

■施行日

平成27年4月1日(平成30年10月1日付改正法施行)

■実施主体

福祉事務所設置主体(一部を除き委託可能)

■支援対象者

生活困窮者: 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

■事業体系

<必須>

①自立相談支援事業

- ・ワンストップ型の相談窓口設置
- ・支援計画作成 等

【改正事項】

- ・福祉事務所未設置町村による相談の実施(希望町村において)

国 3/4

再就職のために居住の確保が必要

本人の状況に応じた支援

就労に向けた準備が必要

柔軟な働き方が必要

就労に向けた準備が一定程度整っている

緊急に衣食住の確保が必要

家計から生活再建を検討

貧困の連鎖の防止

②「住居確保給付金」の支給<必須>

国 3/4

居住支援

③就労準備支援事業<努力義務>

国 2/3

就労支援

↓ なお一般就労が困難な場合

- ◆ 就労訓練事業(いわゆる中間的就労)
- ◇ 生活保護受給者等就労自立促進事業

④一時生活支援事業

国 2/3

緊急的支援

⑤家計改善支援事業<努力義務>

国 1/2、2/3

家計再建支援

⑥子供の学習・生活支援事業

国 1/2

子ども支援

⑦その他の支援

国 1/2

◆都道府県による市町村支援事業

・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を超えたネットワークづくり等